

4

人口などの展望



本計画の目標年度（平成27年度／2015）の人口・世帯構成を次のように想定します。

1 総人口

近年、三芳町の人口は依然増加傾向にあるものの、その増加率は極めて緩やかなものとなっています。首都近郊の町として利便性の向上を図りつつ、豊かな自然と調和する質の高い生活環境を創造し、住みやすい町として定住性を高めていくとともに、土地区画整理事業等の開発による増加も考慮し、今後、三芳町の人口は緩やかに増加していくことを想定します。

そのため、本計画の目標年度である平成27年度（2015）の総人口を

43,000人 と設定します。

なお、将来の単独市制施行を視野に入れ、50,000人を目標人口に定めて、町政を推進することとします。

2 世帯数

世帯数については、少子化の進展や核家族化、高齢者等のひとりぐらし世帯の増加により増え続け、平成17年（2005）4月1日現在で13,700世帯となっています。

今後も、人口の増加に加え、平均世帯人員の減少傾向という要因もあって、世帯数は増加することが予想されます。

そのため、平成27年度（2015）の世帯数を

17,900世帯 1世帯人員を2.4人程度 と設定します。

3 年齢別人口構成

今後も少子高齢化の進展により、人口構成の急速な高齢化が見込まれます。

このため、平成27年度（2015）には、総人口43,000人に対して、65歳以上が、10,200人（構成比23.7%）へと増加・上昇し、15歳未満が5,600人（同13.0%）、15歳から64歳人口が27,200人（同63.3%）程度となることを想定します。

人口・世帯数などの展望

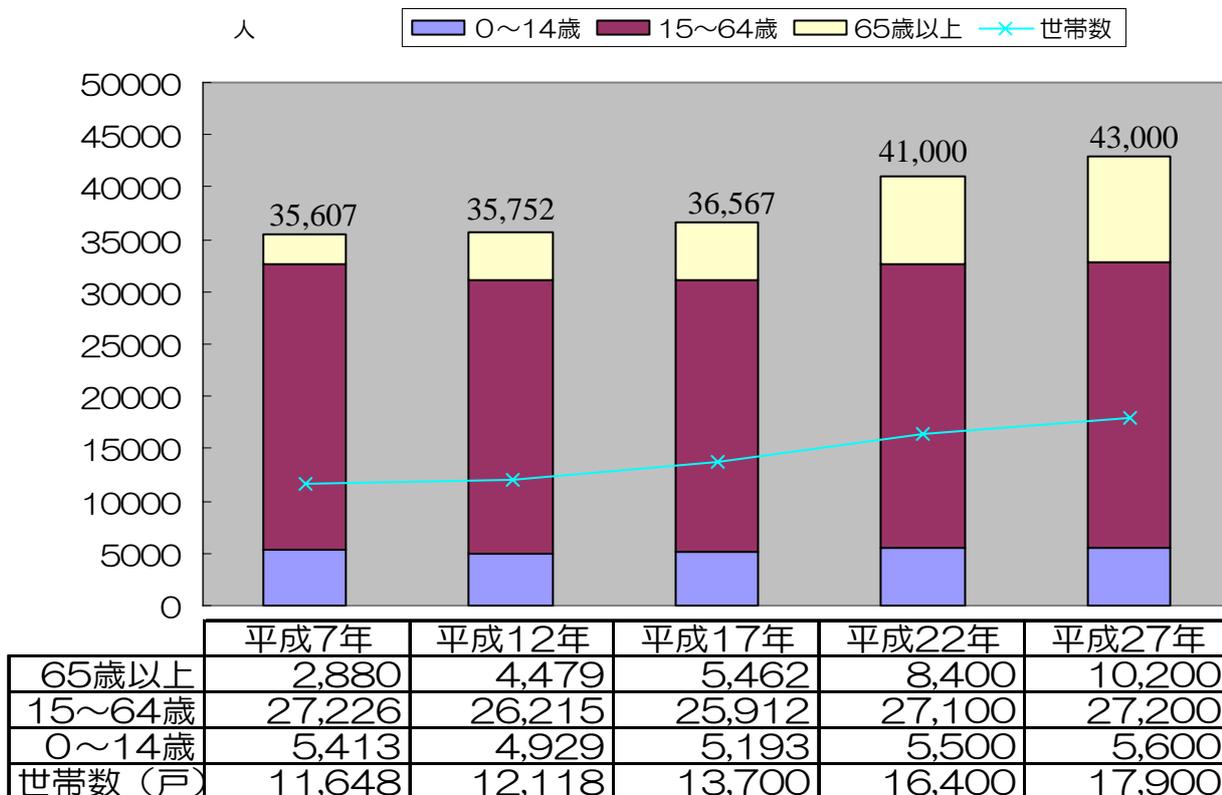
		平成17年	平成22年	平成27年	増減率(%)
総人口(人)		36,567	41,000	43,000	17.6
世帯数(戸)		13,700	16,400	17,900	30.7
1世帯人員(人)		2.67	2.50	2.40	-
年齢別 人口構成	65歳以上	5,462(14.9%)	8,400(20.5%)	10,200(23.7%)	86.7
	15~64歳	25,912(70.9%)	27,100(66.1%)	27,200(63.3%)	5.0
	0~14歳	5,193(14.2%)	5,500(13.4%)	5,600(13.0%)	7.8

◇増減率は、平成17年から平成27年までの10年間の増減比

◇平成17年の数値は4月1日現在の住民基本台帳および外国人登録台帳による実数

◇平成22年、27年の人口はコーホート要因法により算出した国立社会保障・人口問題研究所の推計結果に加算人口を加えて推計した数値

人口・世帯数などの展望



◇平成7年、12年の人口は国勢調査結果。年齢不詳人口が含まれるため、年齢別人口の計とは異なる。

5

土地利用の方針



1

土地利用基本方針

土地は、現在および将来における住民のための限られた貴重な資源であるとともに、住民生活や産業活動の共通の基盤であり、まちづくりの基礎をなすものです。

一部地域では、土地利用の混在化や混乱がみられることから、今後も自然や歴史文化との調和を図りつつ土地を有効活用し、住民生活の向上や地域経済の発展を促進していく必要があります。

本構想では、将来像に掲げる「みんながつくる みどり いきいき めくもりのまち」を実現するために、次の基本方針のもと地域特性に配慮しながら土地利用を推進します。

1
用途の見直しを含めた長期的・計画的で秩序ある土地利用を推進します。

2
国土利用計画法、都市計画法、農地法などの土地利用に関する関係法令を運用しながら、適切な土地利用を推進します。

3
歴史文化遺産や自然環境などの保全に努めるとともに、生活安全性や地域景観に配慮した土地利用を推進します。



■ 住宅ゾーン

市街地を南北に走る竹間沢・大井・勝瀬通り線と東西に走る鶴瀬駅西通線などの道路整備を促進し、土地区画整理事業の推進と合わせて、若者や退職者の定住拠点となる良質な居住環境の整備を促進します。また、緑地との調和や公園の整備など、既存住宅地の住環境の向上に努めます。

□ 農業ゾーン

都市近郊型農業の活性化を促進するため、土地利用に関わる規制の見直しを検討するとともに、農業生産基盤の整備や環境保全型農業を推進します。歴史的価値の高い「地割」の保全に努めながら、低未利用地や遊休地などの有効利用や集落環境の整備に努めます。

■ 商業ゾーン

住民の利便性を高め、消費生活の向上を図るため、既成商業地の活性化を促進するとともに、新たな商業拠点の形成を検討します。

■ 工業ゾーン

緩衝緑地の確保など、自然環境や隣接地域の景観との調和を図りながら、工業用地の集積を進める開発誘導を強化します。また、地域の雇用が促進されるよう、中小企業の活性化を図ります。

■ みどり共生産業ゾーン

産業誘致ゾーンとして、産業系施設の誘導を図ります。誘導にあたっては、特に沿道を中心に植樹等による緑化を推進し、景観を形成します。

■ 自然環境保全ゾーン

自然的・歴史的価値のある平地林や並木の保全を図るとともに、遊休林地の公有化を検討し、遊歩道や緑地公園などの住民が森林に親しめる環境づくりを進めます。

□ 景観形成ゾーン

歴史や地域性を活かし、統一的で親しみやすい街並みの整備に努め、魅力ある地域イメージの形成を図ります。

■ 拠点ゾーン

庁舎周辺については、総合的な文化・行政拠点ゾーンとして、周辺環境と調和を図りながら、連絡道路網の整備や文化・スポーツ・レクリエーション施設などの全町的利用施設の集中配置を進めるとともに、町内における他の地域拠点ゾーンの機能強化やネットワーク化を推進します。また、各拠点ゾーンの防災機能などの安全性・多様性の確保に努めます。

土地利用構想図

